

4 都道府県の役割

(1) 都道府県の市町村支援

基礎自治体の体制整備にあたり都道府県の果たす役割は非常に大きく、基礎自治体の体制整備がスムーズかつ効果的に進むかどうかは、都道府県の支援如何にかかっていると言っても過言ではありません。国基本計画等の記載から、都道府県による支援が効果的（不可欠）と思われる支援事項について整理すると、次のようになります。

既に多くの都道府県で具体的な支援を開始しており、次頁以降、その一端をご紹介します。また、静岡県等においては、これら全般にわたって、都道府県としての展開ビジョンを市町村に示しながら、双方向での取組み推進を図っています。（静岡県の取組について（2）で紹介）

①県内自治体の取組・進捗の実態把握と情報共有

- ・都道府県内の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況の継続的な把握
- ・市町村間の情報共有・情報交流の場の設定

②都道府県管内における権利擁護・成年後見ニーズ・供給体制の把握や確保策等の支援

- ・都道府県管内における権利擁護・成年後見ニーズの把握、社会資源等の把握等の実施
- ・特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等の取組

③広域での協議会、中核機関の設置・運営に関する基礎自治体支援。

- ・家庭裁判所（本庁・支部・出張所）等の担当地域、その他保健福祉圏域等、広域での中核機関設置に向けた具体案の提示と市町村間の調整
- ・家庭裁判所、社協、専門職団体等と連携した説明会の実施や具体的方策の検討支援

④その他広域的な観点からの管内市町村支援

- ・各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援の実施

【国基本計画での記載（P.22）】

- 法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。



参考事例のご紹介

県内自治体の取組・進捗の実態把握と情報共有に関連して

「成年後見制度利用状況等調査」により、県内自治体の権利擁護に関する 取組状況の把握（埼玉県）

埼玉県は、毎年5月に、県内自治体を対象に「成年後見制度利用状況等調査」を行っている。
項目は以下である。

1. 市町村長申立件数（1年間）
2. 成年後見センター等の設置自治体数
3. 費用助成制度等（成年後見制度利用支援事業、財源等）
4. 権利擁護人材育成事業
5. 成年後見制度利用促進法関連事業実施予定

（基本計画策定、審議会設置、中核機関設置）

項目1～4は経年調査項目であり、1、2、4は年々の増加傾向を把握している。項目
「5」は、平成29年度より追加した。

いずれの結果も県内自治体にフィードバックし、県内自治体の取組状況の周知を図って
いる。

（埼玉県、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

都道府県管内における権利擁護・成年後見ニーズ・供給体制の把握や確保策等の支援

県内同一の書式による毎年の「成年後見支援センター概況調査」の実施と 「成年後見支援センター連絡会議」の開催による情報共有（長野県）

長野県では、県社会福祉協議会が、平成23年度より成年後見支援センターの実施形態や
対象地域、規程・要綱等、職員体制、法人後見の受任体制や受任の有無等の項目について
把握する「成年後見支援センター概況調査」を行うとともに、成年後見センター相談受付
件数集計表も統一の書式を提供している。

概況調査ならびに、相談受付集計表は毎年同じ項目で調査が行われ、各センターの取り
組みや相談状況について、センター間の違いや経年による変化が可視化できるよう一覧化
されている。

毎年開催される「成年後見支援センター連絡会議」では、「成年後見支援センター概況調
査」の結果が公表され、センター間の情報交換が行われるとともに、これから機関を立ち
上げる市町村の担当者もオブザーバーとして参加し、県内の他地域の事例を参考とできる
ような機会を提供している。



参考事例のご紹介

広域での協議会、中核機関の設置・運営に関する基礎自治体支援に関連して

「成年後見制度等の普及促進事業」により、
県内の成年後見制度に関する関係者、自治体の広域連携会議を開催（沖縄県）

平成 29 年度、沖縄県では、「成年後見制度等の普及促進事業」を実施。沖縄県社会福祉士会に委託し、同年 12 月に市町村職員（社協や地域包括支援センター等を含む）を対象とした「沖縄県成年後見制度等の普及促進事業に伴う広域連携会議」を開催した。

那覇家庭裁判所、沖縄県弁護士会、リーガルサポート沖縄県支部等が登壇した。
議題は、

- ・市民後見人の養成
- ・地域福祉計画への記載について
- ・県に期待する役割について

などで、会場からの事例紹介や、会場からの質問に登壇者が応じる質疑応答がなされた。

小規模自治体や離島も抱える沖縄県では、単独自治体で成年後見制度や権利擁護に関する取組を進めることは難しい。主催者である沖縄県、沖縄県社協担当者からは、今回の初顔合わせの会議を機に、各行政区域または家裁のエリアごとに、関係者がネットワークをつくってほしいという期待を込めたエールが送られた。

（沖縄県、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

（２）都道府県の整備ビジョン ～静岡県を例に～

静岡県では、平成 23 年度に国の介護保険事業費補助金に市民後見推進事業が新設された際に地域福祉課が成年後見制度（市民後見）の所管課となり、平成 24 年度から市町における市民後見人育成・活動支援の体制整備に向け、県社会福祉協議会（以下「県社協」）との連携・協働による取り組みを開始しました。

平成 26 年度には、成年後見制度利用に関する潜在ニーズを「見える化」するため、県社協が「成年後見制度に関する実態把握調査」を実施しました。結果、県内には、22,427 人以上の成年後見等の権利擁護が必要な「要支援者」が存在することが判明し、市町の取組を促すため、調査結果を市町別の一覧にして、各市町行政等に情報提供しました。

このように市町に対し、市民後見人育成・活動支援の体制整備を促し、支援している中、利用促進法が施行、国の基本計画が策定され、県の推進方針として、まずは市民後見人の育成・活動支援の体制を整え、その支援体制を拡充していくことで中核機関に発展させていくこととしました。県社協との連携のもと、国補助金等を活用して、複数の市町の広域連携を支援するため、家庭裁判所の管轄を考慮した区割り案の提案、関係市町による協議の場の設定や合意形成にむけた支援などに取り組んできています。

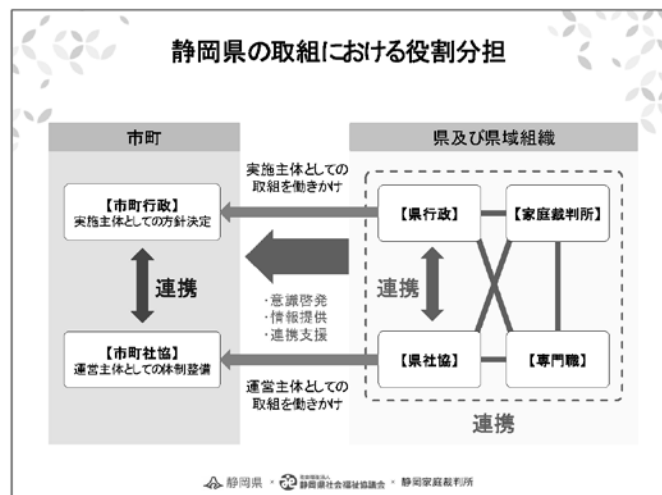
（平成 29 年度に実施している事業）

- ・ 広域設置研修（近隣市町との広域連携支援）
- ・ 市町、市町社協向け成年後見推進事業に関する相談窓口の設置
- ・ 利用促進セミナー（利用促進法への対応を支援）
- ・ 利用促進協議会（家庭裁判所や専門職等との連携を支援）
- ・ 市町の行う市民後見人育成等の事業への助成

静岡県における市町の体制整備支援に係る県及び県域組織（県社協、家庭裁判所・専門職）の役割分担は右図の通りです。

また、県及び県社協による市町の体制整備支援の取組は、P.107 のように図示できます。

上記の事業に加え、平成 30 年度には、潜在ニーズの顕在化、制度利用の必要性の高い人を早期利用につなぐ、地域連携ネットワークを支える（要支援者の見守り）人材の育成等を目的とした、福祉関係者等への理解促進事業の実施を予定しています。



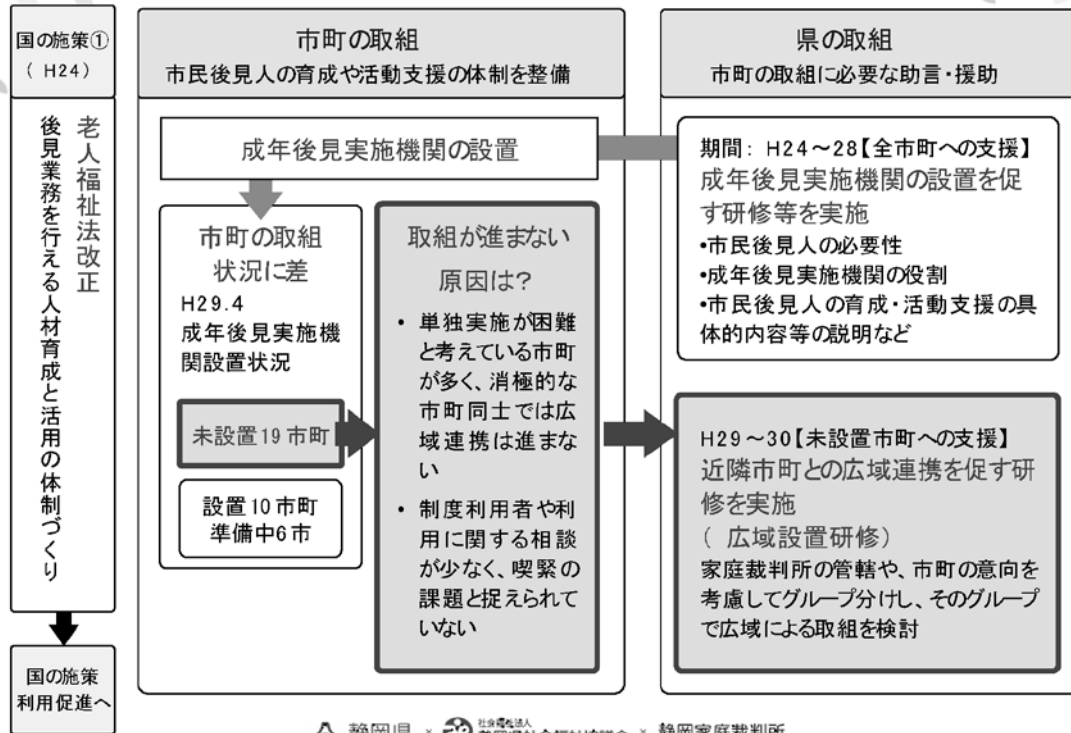
平成 30 年 3 月 7 日「成年後見制度利用促進フォーラム」での静岡県、静岡県社会福祉協議会、静岡家庭裁判所の報告資料から抜粋。

参考 市町における市民後見人育成・活動支援の体制整備に向けた
県、県社協の取組経過〔～平成 28 年度まで〕

年度	組織	実 施 事 業	
		県・県社協の共同事業 (県から県社協に委託)	独自事業
平成 23 年度	○高齢・障害両分野をつなぐ部署として、成年後見制度（市民後見）の所管を地域福祉課に変更（県）		
平成 24 年度	○日常生活自立支援事業を基幹社協方式から全市町実施に変更	○市町における市民後見人の育成・活動支援の体制づくりに着手（＝成年後見実施機関の設置） ○3 市社協をモデル地区として選定し、制度の周知と推進を図る	
平成 25 年度		○市町職員研修 ⇒市民後見人の支援体制構築・ネットワークづくり ○普及啓発 ⇒シンポジウム・パンフレット作成	
平成 26 年度	○組織改編に伴い生活支援部権利擁護課を設置（主な所管業務は「日常生活自立支援事業」、「生活困窮者自立支援事業」、「成年後見制度推進事業」）（県社協）	○法人後見実施機関職員研修	○広域の後見実施機関設置推進研修（県） ○成年後見制度利用に関する潜在的ニーズを“見える化”するための実態調査を実施（県社協）
平成 27 年度		○法人後見実施機関職員研修	○市町成年後見推進事業費助成（県）
平成 28 年度		○法人後見実施機関職員研修 ○成年後見実施機関設置推進研修 ○市民後見人育成・活用推進事業	○市町成年後見推進事業費助成（県）

注：静岡県の基礎自治体数：35 市町（政令市 2、一般市 21、町 12）

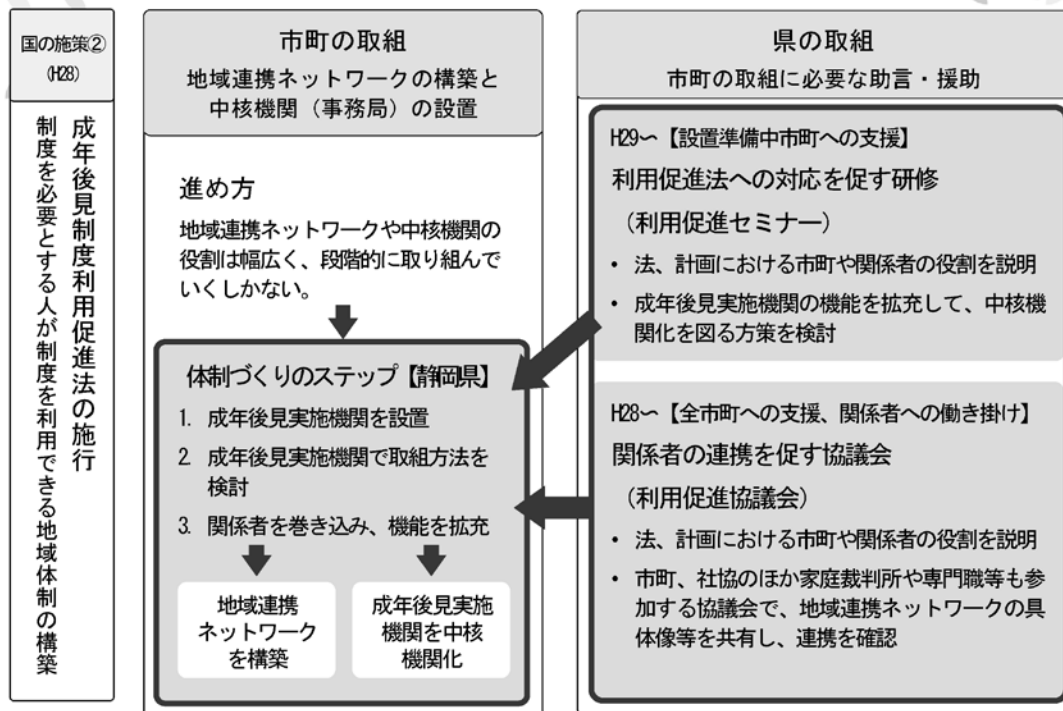
静岡県における市町の体制整備への支援 ①



静岡県 × 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

※報告資料の一部を修正

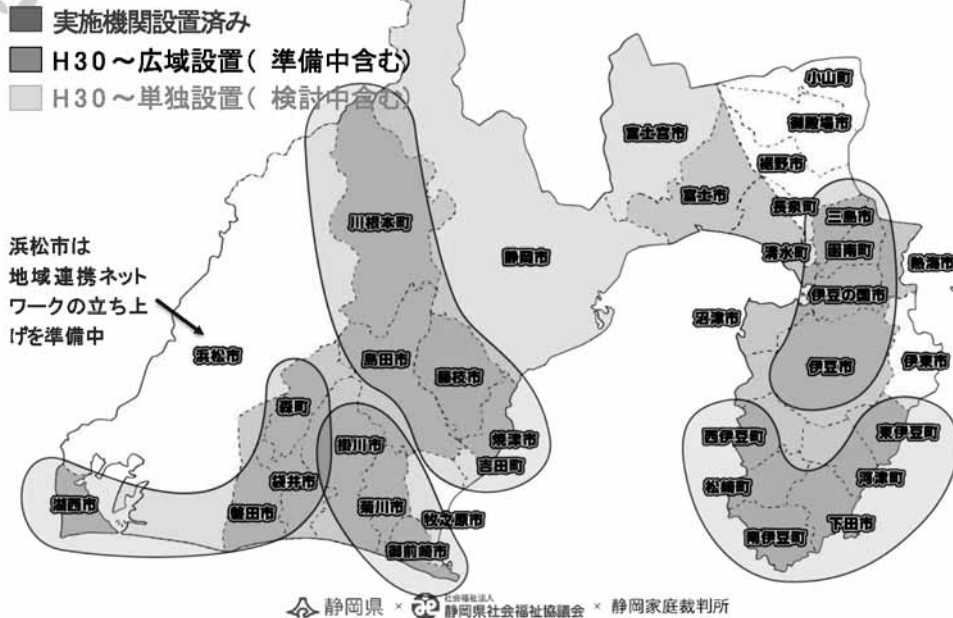
静岡県における市町の体制整備への支援 ②



静岡県 × 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

静岡県における平成29年度の実施

30年度の成年後見実施機関の設置状況（見込み）



※「成年後見実施機関」とは、静岡県においては市民後見人の育成、活動支援のための体制を指す。

静岡県における平成29年度の実施

成年後見実施機関広域設置研修

市民後見人の育成及び活用の体制づくりや、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築など、市町における成年後見制度の利用促進の体制整備について、近隣市町との連携による取組を支援

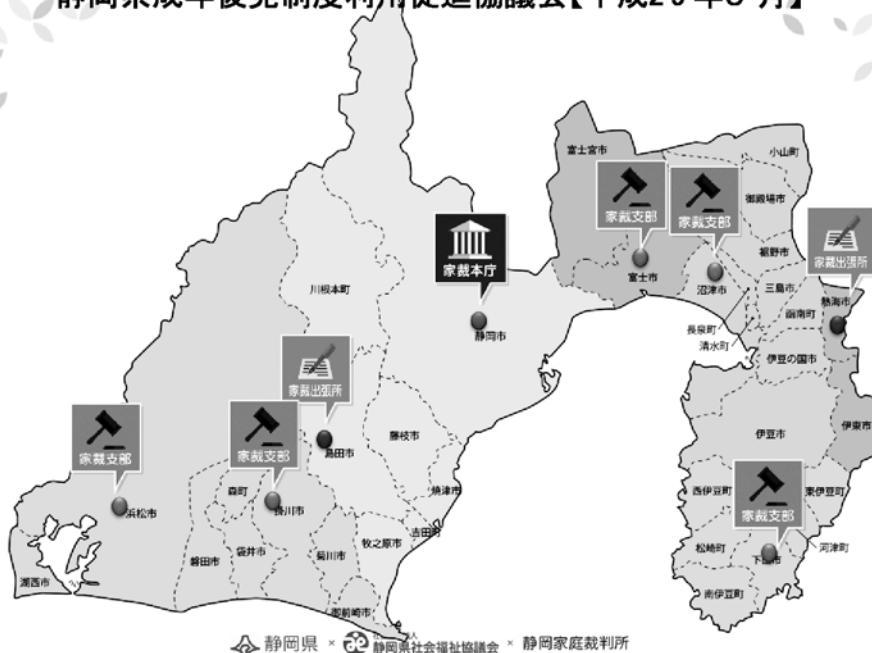
前期 (平成29年11月～)	〔基調説明〕	・ 広域連携による成年後見実施機関の設置について
	〔グループ研修〕	・ 広域連携による成年後見実施機関の設置についての理解の促進と意見交換
＜市町に課題＞		前期研修の内容を踏まえ、各市町において今後の方向性を検討
後期 (平成30年2～3月)	〔各市町発表〕	・ 検討経過や今後の方向性について発表
	〔グループ研修〕	・ 今後の進め方について意見交換

成年後見実施機関設置・運営相談事業

成年後見実施機関の設置、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置を支援するため、市町及び市町社会福祉協議会を対象とする相談窓口を県社会福祉協議会に設置

静岡県 × 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

静岡県成年後見制度利用促進協議会【平成29年9月】



静岡県成年後見制度利用促進協議会【平成29年9月】

<出席者>

・市町行政 ・市町社会福祉協議会 ・静岡県弁護士会 ・公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部 ・一般社団法人静岡県社会福祉士会
・静岡県社会福祉協議会 ・静岡県 ・静岡家庭裁判所（オブザーバー）

地区	家裁設置	参加市町	市町数
賀 茂	下田支部	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	1 市5 町
東部①	熱海出張所 富士支部	熱海市、伊東市 富士市、富士宮市	4 市
東部②	沼津支部	三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、沼津市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町	6 市4 町
中 部	本庁 島田出張所	静岡市 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、御前崎市（旧御前崎町）、吉田町、川根本町	6 市2 町
西 部	掛川支部 浜松支部	掛川市、御前崎市（旧浜岡町）、菊川市、森町 浜松市、磐田市、袋井市、湖西市	7 市1 町

29年度の 内容

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画の説明
- 各市町における市民後見人の育成・活用の体制づくりや地域連携ネットワーク・中核機関の整備に向けた関係機関との連携



参考事例のご紹介

静岡県賀茂地区における広域連携の取り組みと県域機関による支援について

■成年後見ニーズへの対応と検討の場の立ち上げ

静岡県内では、平成 30 年度には約 8 割の自治体において、成年後見（市民後見）に関する体制が整備される見込みであり、その多くは、自治体が家庭裁判所の管轄エリア等を考慮してグループをつくり、連携して取り組まれています。その原点の一つとなった取組について紹介します。

静岡県伊豆半島南部の賀茂地区（1 市 5 町）では、人口減少と高齢化が進行する中、受任可能な専門職後見人が少なく、「後見ニーズが爆発している状態」と称されるほどに後見人不足が深刻化していました。

このような中、平成 27 年度に地元弁護士が中心となった「成年後見に関する勉強会」が立ち上がったことを契機に、同勉強会に参加していた静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」と表記）が呼びかけを行い、賀茂地区 1 市 5 町の社会福祉協議会（以下「市町社協」と表記）と県社協による検討会が立ち上がりました。当地区における市町社協の権利擁護事業に関する体制は脆弱でしたが、「権利擁護が必要な方が制度を利用できないのは、深刻な地域の福祉課題である」という認識で一致し、賀茂地区 1 市 5 町社協が連携して市民後見人育成等の共同事業に取り組む合意が形成されました。市町社協の取組姿勢は、自治体や専門職団体等にも明示されました。同時期に、静岡県行政（以下「県」と表記）においても、賀茂地区 1 市 5 町自治体による検討会を実施しており、1 市 5 町が連携して課題に取り組む合意形成が図られました。

ポイント

県行政は市町行政に、県社協は市町社協に対して合意形成に向けた支援を行った。

■家庭裁判所と関係機関の連携、県域機関の支援について

静岡県域では、静岡家庭裁判所（以下「家裁」と表記）、専門職、県、県社協間で定期的な意見交換の場が設置され、顔の見える関係に基づき、情報交換や率直な意見交換を行いやすい基盤が構築されてきています。

賀茂地区の実情についても、家裁に対し、県・県社協等より緊急に解決しなければいけない深刻な課題であると情報提供され、家裁内でも賀茂地区の課題が共有されることとなりました。

賀茂地区における家裁と関係機関との連携・協議にあたっては、賀茂地区を管轄する家裁下田支部に任せるだけでなく、家裁本庁が音頭を取り、下田支部の支援が行われることとなりました。本庁の支援のもと、下田支部の裁判官と市町社協等関係者の打合せが行われ、専門職から市町社協の取組を支援することなどが表明され、市民後見人育成等広域連携事業に関する共通認識が形成されました。

家裁と専門職、県、県社協の意見交換の場においても、賀茂地区における広域連携の取組が報告され、家裁による市町・市町社協の取組への関わり方についてイメージを共有し、全県に広げるよう話し合われました。

平成 29 年度に概ね家裁の支部・出張所単位で県内 5 箇所にて開催された「静岡県成年後見制度利用促進協議会」においても、当該地域を管轄する家裁支部に加えて家裁本庁からもオブザーバーが出席し、各地域においても自治体等関係者と家裁との顔の見える関係が構築されてきています。

ポイント

- ・家裁本庁の働きかけにより、家裁支部と関係者等との打合せが実現。
- ・専門職等による市町社協の支援体制を構築。

(2018 年 3 月 7 日「成年後見制度利用促進フォーラム」第 2 部報告より)